

2014. 11. 6

# 相続の いろは

節税策の盲点 ⑥

生前贈与には2500万円を非課税で贈与し、贈与者がなくなったときに相続財産として精算する相続時精算課税制度もある。まとまった資金が必要なときに有効だ。相続時の財産が相続税の控除額に収まれば、贈与税も相続税も納めなくて済む。

## 相続時精算で不動産購入

都内の賃貸物件に住むAさんは相続時精算を使って、親から2500万円を非課税でもらった。一軒家購入の頭金に活用する。2500万円を金利2%、期間30年の住宅ローンで支払うと、利息の総額は約800万円に達する。2500万円は相続財産として加算されるため「相続税の節約に効果は薄いかもしれないがローンの負担を軽くできた」と喜んでる。注意も必要だ。相続税の精算は贈与時の価格で計算する。既に贈与され

## 財産価値低下で不利に

### 相続時精算課税制度の仕組み

贈与者	65歳以上の親(2015年～60歳以上)
受取人	20歳以上の子(2015年～20歳以上の孫も)
非課税枠	特別控除として2500万円(限度額まで複数回使用可)
税率	2500万円超の部分に20%
注意点	贈与財産は贈与時の時価で相続財産に加算
	納付済みの贈与税額は相続税額から控除可
	相続時精算を選択すると暦年課税制度は利用不可

た財産の価値が下がっていった場合には不利になる。一方、贈与時に比べ相続時に財産価値が上がっていったら得になる。価値が上昇すると見込める土地などの贈与に有効だ。相続時精算を選んだ時点で、年110万円の基礎控除がある暦年課税制度は使えなくなる。自分にメリットがあるか十分な検討が必要だ。(随時掲載)